

鳴沢村立温泉施設ギャラリー取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鳴沢村立温泉施設の設置及び管理条例に規定される鳴沢いきやりの湯に設置された絵画等掲示板（以下「ギャラリー」という。）を村民等の文化活動の成果の発表の場として開放し、村民の文化活動の振興を図るとともに、来館する村民に憩いを提供するため、管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用区分)

第2条 ギャラリーは1階廊下とする。

(使用者)

第3条 ギャラリーを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 村内に住所があるもの。
- (2) 村内に別荘等の住居があるもの。
- (3) その他村長が適当と認めたもの

(使用の期間)

第4条 ギャラリーの使用期間は1か月間とする。ただし、村長が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 使用期間最終日において、使用している使用区分の翌日からの予約がない場合は、継続して使用できるものとする。
 - 3 前号の規定にかかわらず、連続して使用する期間は通算して2か月とする。
 - 4 同一使用者による年間使用回数は、使用の機会均等を図る目的において制限できる。
- ものとする。

(使用の許可等)

第5条 ギャラリーを使用しようとする者又は継続使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめギャラリー使用許可申請書（第1号様式）により村長の許可を受けなければならない。

- 2 ギャラリーの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
 - (2) 施設又は付属物、設備等を破損等するおそれがあるもの
 - (3) ギャラリーを使用し展示等する作品等（以下「展示物」という。）又は展示方法が、他の利用者の安全を害するおそれのあるもの
 - (4) 営利（販売を含む）を目的としているもの
 - (5) その他村長がギャラリーの管理運営上適当でないと認めるもの。

3 展示物に係る作者名や作品名及び説明等を掲示する場合は、全て展示物上
又は当該使用ギャラリー内に掲示しなければならない。

(使用の許可の取り消し)

第6条 村長は、使用者が使用目的以外に使用した場合又は許可後において第
5条第2項各号に該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、又は停止
することができる。

2 村長は、前項に規定する処分により生じた使用者の損害についてはその責
任を負わない。

(使用料)

第7条 ギャラリーの使用料は無料とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示物及び展示に係る付属物は、使用者の責任において管理すること。
- (2) くぎ又は押しピン等を使用し、施設又は設備を破損等するおそれのある
行為をしないこと。
- (3) 展示物の設置又は撤去等は、全て使用者の責任において行うこと。また、
設置又は撤去等に必要な付属物や物品は、全て使用者が準備し使用する
こと。
- (4) 許可された展示方法以外の方展示はしないこと。
- (5) 使用を終了したとき又は第6条の規定により使用の許可を取り消された
ときは、速やかに展示物を撤去し、ギャラリーを原状に回復し、鳴沢いき
やりの湯職員の点検を受けること。
- (6) その他、上記に記載のない事項については、鳴沢いきやりの湯職員と協議
すること。

(賠償責任)

第9条 使用者は、施設又は設備を破損等した場合は、使用者の責任によりその
損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、村長が相
当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。

2 使用者は、使用者の展示物が滅失又は破損等した場合であっても、村長は一
切の責任を負わず、その損害を村長に請求できない。

3 使用者は、展示物を設置又は撤去等する際に、不慮の事故等で使用者又は施
設利用者に損害が生じた場合であっても、村長は一切の責任を負わず、その損
害を村長に請求できない。

附 則

この基準は、令和6年6月19日から施行する。